

排尿機能検査士制度規則

平成15年4月1日制定

平成 21 年 9 月17 日改定

平成 26 年 10 月1日改定

平成 27 年 6 月1日改定

第1章 総 則

第1条 この制度は、コメディカルスタッフとして排尿機能検査の知識と実践に優れた検査士を育成することにより、健康と福祉に排尿機能検査を通じて貢献することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために、排尿機能検査士制度委員会を設置する。

第3条 本制度の維持と運営のため、排尿機能検査士制度委員会の下に排尿機能検査士認定委員会その他必要な委員会を置くことができる。

第2章 排尿機能検査士の資格

第4条 排尿機能検査士の認定を申請できる者は下記の通りとする。

1. 排尿機能検査に関する活動実績のあること。(施行細則 1 参照)
2. コメディカルスタッフとしての人格及び見識を備えていること。
3. 日本泌尿器科学会専門医の推薦があること。
4. 日本国の看護師・保健師・助産師・准看護師、その他(臨床検査技師・診療放射線技師・理学療法士・臨床工学士など)の医療に関する資格を有すること。

第3章 排尿機能検査士の認定

第5条 排尿機能検査士認定を希望する者は、次の各項に定める書類を排尿機能検査士認定委員会に提出する。

1. 排尿機能検査士認定申請書
2. 排尿機能検査に関わる活動実績(施行細則 1 参照)
3. 日本泌尿器科学会専門医の推薦状
4. 履歴書
5. 看護師・保健師・助産師・准看護師、その他(臨床検査技師・診療放射線技師・理学療法士・臨床工学士など)の医療に関する資格の免許証のコピー
6. 申請料(郵便または銀行の払込用紙のコピー)(施行細則 2)

第6条 排尿機能検査士認定委員会は毎年1回申請書類により総合的に評価し、排尿機能検査士を認定する。

第7条 排尿機能検査士は各自の有している医療資格に応じて実施できる内容の医行為を行うことができる。

第8条 認定期間は5年間とし、認定更新の審査を経なければ、引き続いて排尿機能検査士を呼称することはできない。

第4章 排尿機能検査士認定資格の更新

第9条 排尿機能検査士認定委員会は、認定を受けてから5年を経たときに、要件(施行細則3)を満たした者について、認定更新の審査を行い、排尿機能検査士資格を更新する。認定更新手続きについては施行細則4に定める。

第5章 排尿機能検査士認定資格の喪失

第10条 排尿機能検査士は次の事由により、その資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して、排尿機能検査士としての資格を辞退した時。
2. 申請書類に虚偽が認められた時。
3. 所定の期日までに認定更新を申請しなかった時。
4. 排尿機能検査士としてふさわしくない行為のあったと認められた時。

第6章 本制度の運営

第11条 この規則に規定するものの他、本制度の運営についての必要な事項は別に定める。

第7章 規則の施行、改廃

第12条 この規則の改廃は日本泌尿器科学会の議により決定する。

付 則

1. この規則は平成16年4月1日から施行する。

排尿機能検査士制度規則施行細則

細則 1 排尿機能検査に関する活動についての評価基準

次に掲げる 1、2 を充たすこと。

1. 排尿機能検査(尿流測定、残尿量測定、パッドテスト、膀胱内圧測定、尿漏出圧測定など)の経験が 50 例以上あること。
2. 本委員会の認定する講習会へ参加すること。

細則 2 申請料

申請料は 5000 円とする。

細則 3 認定更新の要件

排尿機能検査士は、認定を受けてから 5 年後、下記の 2 条件を満たしている場合、認定資格の更新を申請することができる。

1. 認定を受けてから 5 年間、排尿機能検査に関する活動をするとともに、本委員会が認定した講習会、教育企画への参加、学術集会への参加と学会発表、論文発表により、下記の所定研修単位を取得したものについて行う。
 - ② 総単位数は 30 単位以上とする。
 - ② 上記①のうち、20 単位以上は、本委員会の認定する講習会に 1 回以上参加した単位が含まれていること。(※第 8 回までの講習会単位はこれまで通り 10 単位とする)
認定更新に必要な研修単位取得の対象となる講習会、教育企画、学術集会、学会発表、論文発表に関する単位数は、下記の別表により計算する。

別表

	単位数
講習会 ¹⁾	10 (第 8 回まで) / 20 (第 9 回以降)
教育企画 ¹⁾	5
学術集会 ²⁾	5
学会発表 ³⁾	5
論文発表 ³⁾	5

- 1) 本委員会が認定したもの (第〇回排尿機能検査士講習会)
(第 8 回までの講習会単位は 10 単位、第 9 回講習会以降の単位は 20 単位とする)
- 2) 日本泌尿器科学会(総会・東部・中部・西日本)、日本排尿機能学会、
日本老年泌尿器科学会、日本女性骨盤底医学会、
日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会など
その他の学術集会や各地方で開催されている学術集会・研究会・セミナーについては、
下部尿路機能に関連した内容であることとし、申請したものについては審査委員会で
審議することとする。

- 3) 下部尿路機能に関連した内容であること。
2. 更新時において単位不足の場合、相当の理由のある場合には1年間の更新猶予期間を認めることとする。また、その判断は排尿機能検査士制度委員会で行う。

細則4 認定更新の手続き

I. 提出書類

申請に必要な書類は次の通り。

1. 排尿機能検査士認定資格更新申請書(該当者には本委員会より送付します。住所変更などで届かない場合には、排尿機能検査士制度委員会に請求してください。)

*更新料(5000円)を指定の郵便振替口座に振込の上、払込受領証のコピーを申請書に貼付して下さい。払込手数料は申請者負担です。

名義: 社団法人日本泌尿器科学会 郵便振替口座 00100-5-12053

2. 単位取得確認書類

- ① 本委員会の認定する講習会に参加したことを証明する書類として、参加証のコピーを所定用紙(様式A)、本委員会の認定する教育企画に参加したことを証明する書類として、参加証のコピーを所定用紙(様式B)、学術集会に参加したことを証明する書類として、参加証(ネームカード)及び学術集会の内容がわかるもの(プログラム、開催概要等)のコピーを所定用紙(様式C)、学会発表の記録のコピー(プログラムの表紙および申請者名の記載されている頁)を所定用紙(様式D)に貼付して下さい。
- ② 論文発表については、掲載誌論文の第1頁および第2頁のコピー(論文表題、著者名および掲載誌名がわかること)を所定用紙(様式E)に添付して下さい。

3. 提出先

〒113-0034

東京都文京区湯島 2-17-15 斎藤ビル 5F

日本泌尿器科学会事務局内 排尿機能検査士制度委員会

TEL: 03-3814-7921 / FAX: 03-3814-4117

II. 提出期間

認定最終年度の12月1日から翌年の2月末日

III. 認定更新手順

排尿機能検査士認定委員会において、認定更新申請書類を審査し、要件を満たす者に認定証を交付する。